

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和2年5月14日（木）

午前11時10分開会，午前11時55分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

① 議案第33号 土浦市国民健康保険条例及び土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

② 議案第34号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第3回）

③ 議案第35号 令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

4 閉 会

出席委員（8名）

委員長 福田 一夫

副委員長 矢口 勝雄

委 員 田子 優奈

委 員 奥谷 崇

委 員 目黒 英一

委 員 塚原 圭二

委 員 下村 壽郎

委 員 鈴木 一彦

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（10名）

保健福祉部長 塚本 哲生

こども福祉課長 菊田 宏巳

国保年金課長 元川 宏

健康増進課長 羽成 信明

教育長 井坂 隆

教育部長 羽生 元幸
学務課長 田中 裕之
第一学校給食センター所長 寺崎 敏彦
第二学校給食センター所長 多田 宏
指導課長 中山 弘

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者（1名）

男 1 名

○**福田委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。それでは、早速ですが協議事項付託された議案の審査に入ります。議案第33号土浦市国民健康保険条例及び土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 国保年金課でございます。議案書は、1ページから4ページまでとなっておりますが、委員会資料で説明させていただきます。委員会資料の1ページをお願いいたします。今般の新型コロナウイルス感染症について、更なる感染拡大防止のためには、被用者が感染又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとの観点から、厚労省より市町村国保と後期高齢者医療広域連合に対し、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を検討するよう要請がありました。それを受けまして、本市国保と茨城県後期高齢者医療広域連合において、更なる感染拡大防止や療養期間中の被用者の生活保障等の観点から、傷病手当金の支給を開始するに当たりまして、関係する2つの条例を一部改正するものでございます。まず、土浦市国民健康保険条例の一部改正につきましては、給与等の支払を受けている国保の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または、感染が疑われ、労務に服することができず、給与等の支払を受けられないときに、傷病手当金を支給するに当たり、国から示された傷病手当金の支給要件等の内容を同条例の附則により規定するものでございます。その主な内容について、説明させていただきます。支給対象者は、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、受診しないまま体調が改善した場合や、結果として感染していなかった場合も含まれます。支給対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数となります。

支給額は、療養前直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額と就労日数により1日当たりの収入額を算出し、その3分の2の額に支給対象となる日数を乗じたものが支給額となります。適用期間は、令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間となりますが、入院が継続する場合等は、最長1年6カ月までとなります。なお、当該傷病手当金に係る財政支援といたしましては、国の支給要件等に沿って支給された費用について、令和2年度の特別調整交付金により全額支援される予定でございます。続きまして、2ページをお願いいたします。土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合が定める条例の規定に基づき、広域連合が主体となって傷病手当金の支給を行い、市町村においては、申請書の提出があった場合の受付を担うこととなるため、第2条で規定しております市において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付という1号を加えるものでございます。本条例につきましては、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 支給対象者の部分で教えて欲しいところがあるのですが、受診しないまま体調が改善した場合とありますが、受診していないのに国保が関係してくるのかという、どのように受診していない人が病気であったかを判断するのかという疑問と、結果として感染していなかった場合、どこかの時点で受診して感染をしていないという結果が出ているとしても、その前の部分の受診しないまま体調が改善した場合の判断はどのようになされるのでしょうか。

○**元川国保年金課長** 受診しなかった場合につきましては、申請書の書類の中に事業所の証明というのがございまして、発熱等により就労ができなかったという証明をいただくような形で書面により確認した上で支給の可否を判断することとなっております。

○**鈴木委員** 事業所の証明があれば受診と同じ扱いになるということですのでよろしいですね。

○**元川国保年金課長** 大前提として、発熱等の症状があった場合ということで、事業所の方で就労できなかったという証明があればこちらの傷病手当金の方は支給対象となるということで示されているところであります。

○**鈴木委員** 結局受診をしていない場合でコロナの疑いがあるから、具合が悪いんですと電話をかけてきて、事業所としては従業員との接触を控えたいわけですね。そうするとその人のことばを信じるしかないし、体温を測った記録とかもその人にとっていただいて、体温とかで書類等を書くことになるんでしょうけど、性善説に基づいてやるような形なんじゃないかな。

○**元川国保年金課長** 大前提として先ほどご説明させていただいたとおり、更なる感染防止の為に職場での休みやすい環境を作るという観点からのもので、生活保障の制度として制度設計されているものでございますので、書面で審査ということで現在

考えているところでございます。

○鈴木委員 もう一点なんですが、後期高齢者の方の条例にも同じ事が適用されるということなんですが、後期高齢者で働いている人ということだと人数も限られてくるんですが、いずれにせよアルバイト的な働きしかないと思うんですが、そういった人にも適用されるのでしょうか。

○元川国保年金課長 おっしゃるとおりでございます。給与収入がある方が対象となりますので、75才以上の後期高齢の方もそういった収入がある方については、こういった症状により就労できなかった上で、事業主さんの証明、あるいは医療機関さんに受診したという証明があれば支給されるものであります。

○田子委員 現在土浦市は6人の方が感染確認をされていますが、その方々の中で対象になる方はいらっしゃるのでしょうか。

○元川国保年金課長 6人の方に対しても加入している保険制度は未確認でございます。確認した上で国民健康保険に加入している方がいれば申請していただいてというような形になります。

○田子委員 わかりました。それから大きな2番の1番に給与等の支払いを受けている被保険者がとありますが、この定義を教えてください。

○元川国保年金課長 議案書の3ページをご覧ください。こちらの定義につきましては第4条の冒頭のところに給与等という記載がありまして、こちらでいう給与等とは所得税法上の規定による給与に位置づけられているものと規定させていただいております。

○田子委員 とすると、お給料ではなくて、例えば農業であるとかという方は対象にはならないということでしょうか。

○元川国保年金課長 おっしゃるとおりでございます。あくまで給与等ということで合致する方のみ対象となりますので、例えば事業収入であるとか、それ以外の収入である方は対象者ではないということになります。

○田子委員 となりますと、そういった方々はどのようにフォローをする制度があるのでしょうか。

○元川国保年金課長 現在該当すると思われる制度については、国の方でやっております持続化給付金や市独自で予定しております持続化給付金等、そういった制度を活用いただければと思います。

○田子委員 持続化給付金とおっしゃるんですけど、調べてみますと、事業の継続を支えるものというようにホームページにも書いてあるんですね。事業の継続のために使ってくださいということであって、やっている方の健康を生活をというものではないと認識になるかと思います。ここからは要望としてお話しさせていただくんですけど、傷病手当金は国保では今までなかった。今回新型コロナウイルスに対して傷病手当金をというのはとても大きな前進であると思っております。そこに給与となっていて、事業であるから受けられませんかというのはおかしいのではないかなと思うんですね。国からは給与の支払いを受けている方への傷病手当としてお金が

入るというシステムかと思うんですが、それ以外を市独自でぜひ事業所得、事業収入を受けている方に対する傷病手当を創設していただきたい。これは私からの強い要望としてお願いしたい。誰1人困ることのないように是非そこをお願いします。

○福田委員長 支給の方法はどのような形で行うのですか。

○元川国保年金課長 様式等が国から届いておりまして、様式は規則により制定しているところですが、様式に振込先等を御記入いただいて振り込む形となっております。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第33号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第33号土浦市国民健康保険条例及び土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第34号令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回を議題といたします。執行部より順次説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 議案第34号令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回案のうち、児童福祉費について説明致します。議案書12ページをお願いします。また保健福祉部資料は3ページをお願いします。説明は議案書にて説明させていただきます。第3款民生費第2項児童福祉費第4目母子父子福祉費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童扶養手当を受給する世帯に、市独自の給付を行うことによる増額補正をお願いするものでございます。11節役務費は受給者に対する郵送料及び給付金の振込手数料です。12節委託料は電算システムの委託料です。18節負担金補助及び交付金は令和2年7月の児童扶養手当の支給対象児童と、本年3月31日をもって年齢到達により資格喪失となった児童1人につき1万円の給付を行います。対象者数は約2,600人を見込んでおります。申込みは不要とし、振込先は既存の児童扶養手当振込口座とし、令和2年7月中の給付を予定しております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行うものです。歳出額の約9割を充当しております。続きまして13目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当本則を受給する世帯に、国が臨時特別給付金の給付を決定したことに伴う増額補正を行うものです。10節需用費はプリンタートナー等の消耗品です。11節役務費は案内チラシや決定通知書等の郵送料及び給付金の振込手数料でございます。12節委託料は電算システムの委託料です。システム改修や通知書作成料でございます。18節負担金補助及び交付金は2基準日を令和2年3月31日として、対象児童1人あたり1万円の給付を行います。給付対象児童は、児童手当本則給付分令和2年4月分の対象となる児童です。また3月分の対象として、すなわち3月31日において15歳であった児童を含み、約1万7,

000人を見込んでおります。申し込みは不要で既存の児童手当振込口座に給付しますが、給付を希望しない場合はその届出をしていただきます。なお、公務員の場合は別途申請が必要となります。支払時期は令和2年6月中を予定しております。この事業は国の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金を活用して行うもので、補助率は国の10分の10となります。説明は以上です。

○羽成健康増進課長 議案第34号令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回新型コロナウイルス感染対策費についてご説明させていただきます。議案書については12ページをお願いします。説明は委員会資料の5ページをお願いします。補正の理由でございますが、市民の新型コロナウイルス感染症の予防・まん延防止を図るため、必要な感染予防用物品を整備し、市民や市内の医療機関へ配布するものでございます。補正予算の内容は、1 サージカルマスクを全市民へ全戸配布いたします。配布方法は、郵便局のポスティングを使用し1住所3枚のマスクを配布いたします。5月中旬から配布し、合計約21万枚を配布する予定となっております。次に、休日緊急診療所及び二次協力病院等へ配布いたします。土浦協同病院に2万枚、霞ヶ浦医療センターに1万枚、土浦市医師会に1万枚、土浦市歯科医師会に1万枚、合計5万枚を予定しております。配布時期は5月末を予定しております。2 手指消毒液及び物品消毒液配布です。消毒液を購入し全庁内の窓口やカウンターの消毒に使用いたします。配布時期は購入でき次第、速やかに行います。3 非接触式体温計配布は、市内の保育所、幼稚園、小・中学校へ約70箇所を配布したいと考えております。配布時期は購入後速やかに配布いたします。4 防護服セットの配布は、ゴーグル、キャップ、サージカルマスク、ガウン、手袋のセットになっているものを休日緊急診療所の協力医療機関で、市内の内科、外科、歯科の医療機関へ配布いたします。来年の3月までに約2回程度順番で、お願いするため1医療機関4セットを配付する予定です。5 市民へのポスティングの郵送料と国からくる妊婦さんへの配布のための約500人の郵送料となります。補正予算額は総額2,735万8,000円をお願いするものです。よろしくお願いします。

○田中学務課長 議案第34号令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回についてご説明いたします。議案書の13ページをお願いします。9款教育費6項保健体育費5目学校教育費になります。説明は委員会資料にてお願いします。補正理由は1 学校給食食材補償事業として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての小中学校、義務教育学校の臨時休校、令和2年3月4日から3月23日までに伴い、給食を停止したことにより生じた給食食材納入業者の損失や売り上げ減少に対して補償するにあたり、歳入歳出予算を増額補正するものであります。なお、補償については令和2年3月13日付け全国学校給食会決定、学校臨時休業対策費補助金を活用致します。続きまして学校給食費無料化事業についてご説明致します。新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の縮減に伴い、収入減少等の影響を受けた子育て世帯の生活支援として、市内の公立幼稚園、小中学校、義務教育学校へ通う子どもの給食費2ヶ月分、6月7月分を無料化を実施するものであります。2の補

正予算額の1, 学校給食食材補償事業と致しまして、歳出として食材をキャンセルしたことによる補償金額534万円となります。歳入と致しましては、学校臨時休業対策費補助金の401万5,000円となり、一般財源からの歳出額は132万5,000円となります。2学校給食費無料化事業としましては、歳入として第一第二給食センターの4月から7月までの当初予算のうち、6月7月分の給食費の歳入として見込んでいた8,822万2,000円が減額となります。なお、歳出額の変更はございませんが、財源として一般財源からの充当となります。説明は以上となります。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○**下村委員** 学校給食のことなんですけど、委員会で4月5月休校中にも関わらず、給食費を保護者口座から自動引き落としをしましたという話がありました。これについて精算するのは9月以降であると。また、現在それぞれの学校に任せているため徴収した学校としていない学校があると。これについて今回の補正理由は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の縮減に伴い、収入減少等の影響を受けた子育て世帯の生活支援として行くと明記されています。誤徴収というんですかね。間違っただろうと思うんだけど、4月5月分を徴収してしまったと。9月以降に精算しなければいけないのかということをお聞きしたい。実は保健福祉の方でもですね、市独自事業で児童扶養手当受給者への独自給付金事業というところで対象者2,600人を想定していると。こういったところで片方で1万円を。給食費を徴収されてしまった対象者は同じ2,600人中にいるのかどうかを教えてください。もし対象者がいるのであれば1万円を独自として給付しているといっていて、片方では給食費を徴収してしまったが精算する時期が9月以降になるというのはちょっとギャップがあるのではないかと。このことについてご説明をいただきたいなと。それともう一つ。学校の誤徴収という言い方を私はしますが、父兄の皆さまへは案内文かなんかは連絡したのですか。

○**田中学務課長** 現在4月5月分を引き落とししてしまった学校については、9月での調整を考えておりますが、教育委員会、給食センター及び学校で最短で返せる検討をしたいと考えております。あと、児童手当をいただいている方と重複する方はどれぐらいいるかという資料は持ち合わせていないのですが、経済的にお困りになっている就学援助世帯は就学援助を受給しております。4月5月分の給食費につきましても、学校再開の6月には就学援助の申請を速やかに配付し、7月中に決定して支給したいと考えております。4月5月分を引き落としされた世帯は現在通知文は発送しておりません。

○**下村委員** まず誤徴収してしまったことについての連絡、いわばお詫びとか精算する時期については案内文を出すべきだと考えます。それとこの市独自の児童扶養手当受給者というところでの1万円を速やかに支給しますよということにもなっているにもかかわらず、給食費を徴収してしまったんだから、これ市の方針に整合しないと思うんですよ。片方は9月頃に精算というのはおかしいのできちんと対応してい

ただきたいなど。このことについて給食費はそれぞれの学校に任せている。だから学校によって徴収していたりしていなかったりそのような対応になっていると。こういったことを教育委員会としては、給食費は市の財源に入ってくるものであって、教材費とはまた違う話だと思うので、しっかりとその徴収の仕方、いわゆる自動引き落としとだけ日になをえるとかということも私は思うんですけど、誤徴収されないようにするにはしっかりとその辺を対応してもらいたい。3月からコロナのために休んでいるわけだから、教育委員会の中で給食費を徴収しないという協議議論をなされたんですか。教えてください。

○田中学務課長 ご指摘の通り、学校と給食費については十分な協議を行い統一を図って参りたいと思います。給食費の引き落としについては、学校が休校になると給食がなくなるという協議は致しましたが、うまく伝わっていなかったので改善の方を検討して参ります。

○下村委員 だいたいのところはわかりました。ただ訂正していただきたいのは、教材と給食費の徴収の仕方は国からも方針が出ており給食費は先生が徴収するものではないよと出てきているわけですから、その改善をしていただきたいなということでこういった問題が解決するのかなと思います。大事なことは片方で市独自で1万円を出すんだといっているにも関わらず、他方で給食費を誤徴収してしまったんだけど9月に精算ですよというのは通らないという風に考えられますので、これについても速やかな是正をお願いします。

○福田委員長 給食費の6月7月分の無料化ですけど、これは引き落としをストップするというのでしょうか

○田中学務課長 こちらの方は各学校に連絡を致しまして引き落としを止めております。

○福田委員長 手続は万全ですか

○田中学務課長 はい。

○福田委員長 他にありますか。

○鈴木委員 児童扶養手当受給者に対する独自事業と子そだて世帯への臨時特別給付金の2つに関しては申し込みが不要だという制度なので、大変評価しております。1つ気になったのは、新型コロナウイルス感染症対策のマスクの配布で、市民に1住所3枚について、郵送料と作業の手間を考えればどうなんだろうと思いますが、どういった手順で行っているかお伺いしたい。

○羽成健康増進課長 サージカルマスクについて今職員を総務部と保健福祉部の職員にお願いしまして、手作業で3枚を封筒に入れまして、市長のメッセージを入れてポスティングシステムで輸送する準備を整えております。また今度の土曜日なんですけど、全庁約400名の職員にお願い致しまして、作業をする計画であります。

○鈴木委員 手作業なんですね。頑張ってください。郵送は郵便代が結構かかるのではないの。マスクの金額よりも。

○羽成健康増進課長 今回のポスティングシステムで郵送料は約220万円となります。

○田子委員 給食費について県の方では県立学校では返還するという話がでているので

すが本当ですか。

○井坂教育長 給食をやっている普通科は基本的にはない。定時制はやっていると。特別支援学校については詳細がわかりませんが学校給食は出しているはずですが。詳細についてはこの程度しかわかりません。

○田子委員 詳細は私もこれから調べようと思っているんですけど、返還をしようとする動きがあるようなんですね。土浦市の保護者からも大変厳しいので返還していただけないかということが出ています。返還していただけないのでしょうか。

○羽生教育部長 先ほど学務課長の方からお答えしたとおり、学校の事務の繁雑さと会計を考えますと9月というのが1番良いというのが前回お答えしたところでございますけど、こういった形が学校の事務作業、当然作業には振り込みとかが出てきますのでそういったものと、最短でできるものというのを再度検討させていただければと考えてございます。

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第34号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号令和2年度土浦市一般会計補正予算（第3回）は、原案どおり決しました。次に、議案第35号令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第1回を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。委員会資料は6ページになりますが、議案書で説明させていただきます。議案書の15ページをお願いいたします。今回の補正は、先ほど議案第33号で説明させていただきました新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するためのもので、こちらに記載のとおり、歳入歳出にそれぞれ400万円を追加し、その総額を147億1,547万2,000円とするものでございます。まずは、歳出から説明させていただきますので、21ページをお願いいたします。歳出につきましては、2款6項1目傷病手当金の18節負担金補助及び交付金といたしまして、傷病手当金負担金400万円の計上をお願いするものでございます。なお、当該金額につきましては、傷病手当金の支給対象者が新型コロナウイルス感染症に感染された方又は感染が疑われる方とされており、その人数や療養期間の見込みが難しいところではございますが、給与等の支払を受けている国民健康保険の被保険者のうち、延べ60名が2週間の療養を要した場合を想定して算出した額となっております。次に、歳入につきましては、20ページをお願いいたします。5款1項1目保険給付費等交付金の2節特別交付金につきまして、今回の傷病手当金については、その全額が特別調整交付金により支援される予定であることから、歳出と同額の400万円の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第35号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第35号令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第1回は、原案どおり決しました。当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。以上で、文教厚生委員会を閉会します。長時間にわたり、お疲れ様でした。